

平成28年6月28日

株主の皆様へ

アドアーズ株式会社

第49期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成28年5月25日開催の取締役会において、第49期期末配当として1株当たり1円をお支払いすることを決議し、平成28年6月29日より配当金のお支払いを開始させていただきます。

当該配当金は、「その他資本剰余金」を配当原資としており、「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上のお取扱いが異なりますので、その取扱い等についてご案内させていただきます。

今回の配当金は、全額が「その他資本剰余金」からの配当となり、税務上の「資本の払戻し」に該当します。そのため、「みなし譲渡損益」が発生することとなりますが、税務上の配当所得には当たらないため、源泉徴収の対象にも、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際にはご注意くださいようお願いいたします。

なお、以下に説明いたしますとおり、株主の皆様が保有されている当社の株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、大変お手数ですが、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署または税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬具

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・ 今回の当社配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、資本の払戻しとしてのお取扱いとなります。
- ・ 今回の当社配当金の一部は、税法の規定により「みなし配当」に該当します。
「みなし配当」は配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収が必要となります。
- ・ 今回の当社配当金のうち「みなし配当」以外の部分は、配当所得でないため、所得税等の源泉徴収はございません。また、配当控除の対象にもなりません。
- ・ 「みなし配当」以外の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・ 税法の規定により、株主の皆様には、当社株式の一部の譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②みなし譲渡相当部分の取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当します。
- ・ 今回の配当では、**みなし配当額は「0.0591605975円」、純資産減少割合は「0.012」となります。**

*なお、平成28年5月10日開示「平成28年3月期決算短信」におきまして、純資産減少割合を「0.015」（概算）と表記しておりましたが、最終税額計算が確定した結果、上記「0.012」が最終の純資産減少割合となりましたので、当該割合のご参照を宜しくお願い申し上げます。

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した金銭等の価格の合計額	-	みなし配当
②みなし譲渡相当部分の取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合
③みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入金額とみなされる金額	-	②みなし譲渡相当部分の取得価額

【例】第49期に当社の株式を1株当たり100円で1,000株購入していた場合

- ① 収入金額とみなされる金額 = 1円(1株当たり配当額) × 1,000株 - 0.0591605975円 × 1,000株 = 940円
(円未満切り捨て)
- ② みなし譲渡相当部分の取得価額 = (100円 × 1,000株) × 0.012 (純資産減少割合) = 1,200円
- ③ みなし譲渡損益 = 940円 - 1,200円 = △260円

※以上の計算結果、③がマイナスとなる場合は、みなし譲渡損となります。

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様当社の取得価額が調整されます。
- ・調整式は、以下のとおりとなります。純資産減少割合は、「0.012」となります。

1株当たりの新しい取得価額	=	1株当たりの従前の取得価額	-	<table border="1"> <tr> <td>1株当たりの従前の取得価額</td> <td>×</td> <td>純資産減少割合 (0.012)</td> </tr> </table>	1株当たりの従前の取得価額	×	純資産減少割合 (0.012)
1株当たりの従前の取得価額	×	純資産減少割合 (0.012)					

【例】第49期に当社の株式を1株当たり100円で1,000株購入していた場合

- ① 1株当たりの調整金額 = 100円 × 0.012 (純資産減少割合) = 1.2円
- ② 1株当たりの新しい取得価額 = 100円 - 1.2円 = 98.8円
- ③ 新しい取得価額 = 98.8円 × 1,000株 = 98,800円

※証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、現にお取引の証券会社にご確認ください。

※証券会社の「特定口座」をご利用でない場合は、上記の調整式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する場合）	0.012 (小数点以下第3位未満切上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成28年6月29日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0.0591605975円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.012 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	139,233,460円

2. その他の参考情報

(1) 今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「その他資本剰余金」を原資とする）に伴い、株主の皆様
に通常（「利益剰余金」を原資とする配当）と異なる処理をしていただく事項について

●「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象に含ま
れませんので、原則として確定申告が必要となります。

ただし、証券会社によっては計算対象とする場合もございますため、現にお取引のある証券会社にご確
認をお願いいたします。

- ① 特定口座で、《源泉徴収あり》の口座の株主の皆様
→現にお取引のある証券会社にお問合わせください。
- ② 特定口座で、かつ、①以外の口座の株主の皆様
→「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
- ③ 一般口座の株主の皆様
→「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

●「取得価額の調整」が必要になります。

現にお取引のある証券会社にご確認をお願いいたします。

(2) ご注意

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い及び税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものではございますが、株主の皆様において必要となる税務上のお手続きは、個々のご事情によって異なりますことから、全てを網羅するものではございません。

ご不明の点につきましては、下記3.の「ご照会先」にご確認くださいようお願い申し上げます。

また、このご説明は、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださるようお願いいたします。

このご説明は当社ホームページ (<http://www.adores.co.jp/>) 上にも掲載いたしております。

3. 本件に関するご照会先

(1) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的なお照会

現にお取引のある証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(2) 税務申告等に関するご照会

最寄りの税務署にご相談ください。

(3) その他株式に関するお手続きについてのご照会

当社株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話：0120-232-711 (通話料無料)

受付時間：9時～17時 (土・日祝祭日を除く)